

## 瀬戸市デジタル写真管理実施基準

本市において、デジタル写真管理実施基準は愛知県標準仕様書の愛知県デジタル写真管理情報基準（案）（令和2年3月制定）に準拠するが、工事写真を電子媒体で提出する場合は、同基準（案）に次の項目を付け加えて行うものとする。

- 1 請負金額が5百万円以上の建設工事を対象に電子納品を実施するものとする。ただし、請負金額が5百万円未満の建設工事であって、工事写真を電子媒体で提出する申し出があった場合には、当実施基準に準じて認めることとする。
- 2 写真の記録形式は **JPEG** とし、圧縮率、撮影モード等は瀬戸市電子納品チェックリストにより監督員と協議のうえ決定するものとし、完了時においても瀬戸市電子納品チェックリストにより確認を行い、電子媒体納品書（様式1）と共に提出するものとする。
- 3 参考図の挿入も可とし、記録形式、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議のうえ決定する。
- 4 提出する電子媒体は **CD-R** 又は **DVD-R** とする。**DVD-R** にデータを記録する際のファイルシステムの論理フォーマットは、**UDF (UDF Bridge)** とする。  
また、使用にあたり著作権に抵触しない写真閲覧用ソフトを添付する。
- 5 写真の編集はその信憑性を考慮し認めない。ただし、第1項本文に規定する工事で定める仕様書等で認められた「デジタル工事写真の黒板情報電子化」に基づく黒板情報の電子的記入はこの限りでない。
- 6 有効画素数は、黒板の文字や数字が確認できることを指標とする。（100万画素程度）
- 7 電子媒体は、**CD** サイズのプラスチックケース又は **A4** サイズの **CD-R** 用ケースに入れて納品するものとする。**A4** サイズの **CD-R** 用ケースの場合は、ファイルに綴じ込み納品することとし **A4** サイズのファイルに綴じられるものとする。
- 8 電子媒体を入れるプラスチックケースは透明なものとし、電子媒体を格納後に電子媒体のラベル記載事項が見えるものとする。
- 9 受注者は、納品前に、作成した電子媒体のウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに使用したソフト名、パターンファイル定義日、番号及びチェック日を電子媒体のラベルに記載する。

- 1 0 電子媒体は受発注者相互で内容を確認したうえで、先がフェルトの油性ペン等で電子媒体のラベルに直接署名を行うものとする。（この際媒体を傷つけないよう注意すること。）署名を行う者は、発注者側は監督員、受注者側は現場代理人が行うものとする。
- 1 1 電子納品の対象とする成果品の提出部数は、電子媒体を2部提出するものとする。
- 1 2 工事写真帳として提出する写真（L版）は、全景がわかる着工前と完了写真を、一部提出するものとする。
- 1 3 受注者は工事期間中、写真データの保全のため適切な措置を行うものとする。
- 1 4 この基準に定めるもののほか、デジタル写真納品について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この基準は平成27年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 当面の間、第1条による請負金額が5百万円以上2千万円未満の建設工事を対象に電子納品を実施する取り扱いについては、次による。
  - (1) 工事写真を紙媒体で提出するための準備を進めている場合は、紙媒体により提出できるものとし、次回から電子媒体で提出できるよう指導するものとする。
  - (2) 瀬戸市デジタル写真実施基準の施行前に発注した工事で、工事写真を電子媒体で提出する申し出があった場合は、当実施基準に準ずるものとする。

##### （瀬戸市デジタル写真管理試行基準の廃止）

- 3 瀬戸市デジタル写真管理試行基準は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に改正前の各基準の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

#### 附 則

- この基準は、令和3年8月2日から施行する。